



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	医療人材対策室
◎ 告 示	
○長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正 (2件)	地域づくり推進課
○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正	福祉保健課
・指定管理者の指定	港湾課

## 規 則

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第18号

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則（平成24年長崎県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>(勤務医療機関)</u></p> <p>第2条 条例第1条の知事が指定する県内の公的医療機関等は、別表第1のとおりとし、規則で定める病院若しくは診療所は、別表第2のとおりとする。</p> <p><u>(研修資金)</u></p> <p>第3条 条例第1条に規定する知事が指定する診療科は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 精神科</u></p> <p><u>(5)及び(6) 略</u></p> <p>2 条例第2条第1号の研修資金の貸与を受けることができる者は、県内の医療機関又は知事が別に定める医療機関において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修（以下「臨床研修」という。）を受ける医師又は医療機関が実施する厚生労働大臣の定める研修体制等の基準に適合する医学医術に関する学術団体が行う医師の専門性に関する認定を受けるための研修（以下「専門研修」という。）を受ける医師とする。</p> <p>3 研修資金の貸与を受けることができる期間は、小児科、産婦人科、救急科、精神科及び総合診療科の医師については研修資金の貸与の決定を受けた日の属する月（当該月の属する年度の4月から研修等を受けている場合は4月）から起算して3年までとし、脳神経外科の医師については研</p>	<p><u>(研修資金)</u></p> <p>第2条 条例第1条に規定する知事が指定する診療科は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)及び(5) 略</u></p> <p>2 条例第2条第1項の研修資金貸与対象者は、県内の医療機関において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修（以下「臨床研修」という。）を受ける医師又は医療機関が実施する厚生労働大臣の定める研修体制等の基準に適合する医学医術に関する学術団体が行う医師の専門性に関する認定を受けるための研修（以下「専門研修」という。）を受ける医師とする。</p> <p>3 研修資金の貸与を受けることができる期間は、小児科、産婦人科、救急科及び総合診療科の医師については研修資金の貸与の決定を受けた日の属する月（当該月の属する年度の4月から研修等を受けている場合は4月）から起算して3年までとし、脳神経外科の医師については研修資金の</p>

修資金の貸与の決定を受けた日の属する月（当該月の属する年度の4月から研修を受けている場合は4月）から起算して4年までとする。

第4条～第9条 略  
（返還免除）

第10条 略

2 略

3 条例第6条第1号の知事が指定する期間は、研修資金の貸与を受けた期間（以下「貸与期間」という。）の1.5倍に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）以上第2条の知事が指定する県内の公的医療機関等の職員（専門研修修了後2年を経過するまでの間に当該医療機関等の職員となった者に限る。）として在職した期間とする。ただし、離島地域の公的医療機関等に1年以上勤務した場合は、必要勤務期間を貸与期間に相当する期間とすることができるものとする。

第11条 略

（返還の猶予）

第12条 研修医師が専門研修修了後2年を経過するまでに知事が指定する県内の公的医療機関等の職員となり、勤務しているときは、その事実が継続する間、研修資金の返還を猶予する。ただし、条例第6条第1号の規定に該当しないこととなった場合は、この限りでない。

2及び3 略

第13条及び第14条 略

別表第1（第2条関係）

小児科・産婦人科	離島地域	長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院 長崎県壱岐病院 長崎県対馬病院 長崎県上対馬病院
	離島地域以外の地域	長崎県島原病院 平戸市民病院 長崎大学病院 長崎医療センター 長崎みなとメディカルセンター 佐世保市総合医療センター
救急科		長崎大学病院 長崎医療センター 長崎みなとメディカルセンター 佐世保市総合医療センター
精神科	離島地域	長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院 長崎県壱岐病院 長崎県対馬病院
	離島地域以外の地域	長崎県精神医療センター 精神保健福祉センター こども医療福祉センター 長崎医療センター
総合診療科	離島地域	長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院 長崎県壱岐病院 長崎県対馬病院 長崎県上対馬病院
	離島地域以外の地域	長崎県島原病院 平戸市民病院
脳神経外科		長崎県島原病院 済生会病院 長崎大学病院 長崎医療センター 川棚医療センター 長崎みなとメディカルセンター 十善会病院 佐世保市総合医療センター 長崎労災病院 諫早総合病院

貸与の決定を受けた日の属する月（当該月の属する年度の4月から研修を受けている場合は4月）から起算して4年までとする。

第3条～第8条 略  
（返還免除）

第9条 略

2 略

3 条例第6条第1号の知事が指定する期間は、研修資金の貸与を受けた期間（以下「貸与期間」という。）の1.5倍に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）以上県内の公的医療機関等の職員（専門研修修了後2年を経過するまでの間に当該医療機関等の職員となった者に限る。）として在職した期間とする。ただし、知事が指定する離島地域の公的医療機関等に1年以上勤務した場合は、必要勤務期間を貸与期間に相当する期間とすることができるものとする。

4 小児科及び産婦人科の医師における前項の必要勤務期間の計算については、当該期間の2分の1以上の期間をへき地の公的医療機関等に勤務した期間とする。

5 第3項の公的医療機関等は、別表に掲げる医療機関とする。

第10条 略

（返還の猶予）

第11条 研修医師が専門研修修了後2年を経過するまでに知事が指定する県内の公的医療機関等の職員となり、勤務しているときは、その事実が継続する間、研修資金の返還を猶予する。ただし、条例第6条第1号の規定に該当しないこととなった場合は、この限りでない。

2及び3 略

第12条及び第13条 略

別表（第9条関係）

小児科・産婦人科	離島	長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院 長崎県壱岐病院 長崎県対馬病院 長崎県上対馬病院
	へき地	長崎県島原病院 平戸市民病院 県内周産期母子医療センター
救急科		長崎大学病院 長崎医療センター 佐世保市総合医療センター
総合診療科	離島	長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院 長崎県壱岐病院 長崎県対馬病院 長崎県上対馬病院
	へき地	長崎県島原病院 平戸市民病院
脳神経外科		県内脳神経外科基幹病院

別表第2 (第2条関係)

小児科・産婦人科	長崎大学病院 長崎医療センター 長崎みなとメディカルセンター 佐世保市総合医療センター
救急科	長崎大学病院 長崎医療センター 長崎みなとメディカルセンター 佐世保市総合医療センター
精神科	長崎医療センター
脳神経外科	長崎大学病院 長崎医療センター 川棚医療センター 長崎みなとメディカルセンター 十善会病院 佐世保市総合医療センター 長崎労災病院 諫早総合病院

様式第1号から様式第3号までの様式中「第3条」を「第4条」に改める。

様式第4号中「第5条」を「第6条」に改める。

様式第5号中「第6条」を「第7条」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「第8条」を「第9条」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「第9条」を「第10条」に改める。

様式第10号及び様式第11号中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第289号

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表 (第2条関係) 市町村課関係						別表 (第2条関係) 市町村課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等		補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等		補助率又は額	補助対象者
1 略						1 略					
2 長崎県市町村権限移譲等交付金	「長崎県の事務処理の特例に関する条例」等により市町に権限移譲された事務に対し、地方財政法第28条に基づきその事務を執行するに要する経費を交付するもの。	次に掲げる経費 (1) 長崎県市町村権限移譲等交付金交付要綱別表に定める事務に係る経費 (2) 事務の受け入れに要する経費（初年度に限る。） (3) 旅券法に係る旅券交付の処理に要する計器等の経費		(1) 移譲事務ごとに毎年度知事が定める基準額を基に個別に算出した額 (2) 1法律あたり5万円 (3) 予算の範囲内において知事が定める額	市町						
交通政策課関係						交通政策課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等		補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等		補助率又は額	補助対象者
1～18 略						1～18 略					

<p>19 長崎県公共交通機関環境整備等支援事業補助金</p>	<p>公共交通機関が社会経済活動に必要不可欠であることから、ポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化及び継続を図る事業に対する支援を実施する。</p>	<p>(1) 略 (2) 国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則第8条および訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱附則第8条による補助金の交付決定を受けていない場合であっても、感染症拡大防止対策設備としてその有効性が認められる事業又はポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の利用促進策事業等に要する経費 (3) 略</p>	<p>略</p>
<p>20 長崎県公共交通機関運行継続緊急支援事業費支援金</p>	<p>公共交通機関が社会経済活動に必要不可欠であることから、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き、厳しい経営状況にある公共交通事業者に対して、支援金を交付することで、今後の事業継続を支援する。</p>	<p>国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和3年2月16日国総地第96号、国鉄事第633号、国自旅第406号、国海内第208号、国空事第1627号）（以下「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則」という。）による「地域公共交通活性化・継続計画」に基づく新たな取組の実証運行（以下「実証運行」という。）に係る補助金の内示を受け、その内示の基礎となる補助対象経費を支援対象経費とする。</p>	<p>支援金の額は、支援対象経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において定める額とする。その限度額は、航路事業者については航路ごとに、それ以外については、事業者ごとに50,000千円とする。支援金の額に、10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則による実証運行に係る補助金の内示を受けた、以下の者 (1)～(4) 略 (5) 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者のうち、路線定期運行事業者</p>
<p>21 長崎県路線バス運行費緊急対策事業支援金</p>	<p>地域住民の生活に必要な生活バス路線の運行を確保するため、乗合バス事業者に対して、支援する。</p>	<p>令和3年度の長崎県バス対策協議会において、地域住民の生活に必要な生活交通の確保のために維持・確保が必要と認められたバス路線のうち、補助要件から外れた路線における経常費用の45%</p>	<p>経常費用の45%の2分の1以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度とする。</p> <p>生活バス路線を運行する乗合バス事業者</p>
<p>19 長崎県自動車運転代行業継続等支援事業奨励金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染予防対策や利用促進対策を講じながら自動車運転代行業を継続する自動車運転代行業者を支援する。</p>	<p>随伴用自動車1台あたり30千円とし、長崎県内で保有する台数を乗じた額とする。</p>	<p>令和2年10月1日時点で営業に使用する台数を基準とする10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において知事が定める額を限度とする。</p> <p>自動車運転代行業を営む者のうち、法人事業者は本社が、個人事業者は本人の住所が長崎県内にある事業者</p>
<p>20 長崎県公共交通機関環境整備等支援事業補助金</p>	<p>公共交通機関が社会経済活動に必要不可欠であることから、ポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化及び継続を図る事業に対する支援を実施する。</p>	<p>(1) 略 (2) 国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則第8条および訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱附則第8条による補助金の交付決定を受けていない場合であっても、感染症拡大防止対策設備としてその有効性が認められる事業については、その導入等に要する経費 (3) 略</p>	<p>略</p>
<p>21 長崎県公共交通機関運行継続緊急支援事業費支援金</p>	<p>公共交通機関が社会経済活動に必要不可欠であることから、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き、厳しい経営状況にある公共交通事業者に対して、支援金を交付することで、今後の事業継続を支援する。</p>	<p>国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和3年2月16日国総地第96号、国鉄事第633号、国自旅第406号、国海内第208号、国空事第1627号）（以下「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則」という。）による「地域公共交通活性化・継続計画」に基づく新たな取組の実証運行（以下「実証運行」という。）に係る補助金の内示を受け、その内示の基礎となる補助対象経費を支援対象経費とする。</p>	<p>支援金の額は、支援対象経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において定める額とする。その限度額は、航路事業者については航路ごとに、それ以外については、事業者ごとに50,000千円とする。支援金の額に、10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則による実証運行に係る補助金の内示を受けた、以下の者 (1)～(4) 略</p>

22	長崎県定期高速バス等緊急対策事業支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける路線バス事業者等に対して、事業の継続に繋げるための支援を実施する。	長崎空港を発着する定期運行(航)路線又は長崎県内と他県を結ぶ定期運行路線について、平成31年4月から令和2年3月までの運送収入実績額から、令和3年4月から令和3年11月までの運送収入実績額と令和3年12月から令和4年3月までの運送収入見込額の合計額を差し引いた額に、平成31年4月から令和2年3月の総運行(航)便数と令和3年4月から令和3年11月までの総運行(航)便数と令和3年12月から令和4年3月までの総運行(航)便数見込の合計を比較して算出される1ヶ月あたりの平均運行(航)率を乗じた額	対象経費の3分の2以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度とする。	一般乗合旅客自動車運送事業者のうち、路線定期運行事業者 一般旅客定期航路事業者
23	長崎県航路運航継続緊急対策事業支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける航路事業者に対して、事業の継続に繋げるための支援を実施する。	(1) カーフェリー1隻あたり20,000千円、20トン以上の旅客船1隻あたり10,000千円、若しくは20トン未満の旅客船1隻あたり1,000千円とし、主に長崎県内の航路で事業を実施するために運航する隻数を乗じた額とする。ただし、航路の一部又は全部に関わらず、長崎県から航路運営費等補助を受けている航路に使用する船舶を除く。 (2) 一部事務組合が運航する航路に対する支援金は、前号により算出した額に2分の1を乗じた額とする。	令和4年1月1日時点で事業に使用する隻数を基準とする10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度とする。	一般旅客定期航路事業者
24	長崎県地域鉄道運行継続緊急対策事業支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける鉄道事業者に対して、事業の継続に繋げるための支援を実施する。	「平成31年4月1日から令和2年3月31日までの営業損益実績額」に「費用に含まれる施設整備補助金等の相当額」を加算した額から、「令和3年4月1日から令和4年3月31日までの営業損益見込み額」に「費用に含まれる施設整備補助金等の見込み相当額」を加算した額を差し引いた額とする。ただし、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」等の補助を受けている場合、支援対象金額から同補助金等の額を差し引くこととする。	対象経費の3分の1以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度とする。	第一種鉄道事業者

25	長崎県離島航空路線運航継続緊急対策事業支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける航空運送事業者に対して、事業の継続に繋げるための支援を実施する。	〔平成31年4月から令和2年3月までの経常利益（損失）額〕から、「令和3年4月から令和4年3月までの経常利益（損失）見込み額」及び「運航費補助金等の額」を差し引いた額	対象経費の6分の1以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度とする。	本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。）
26	長崎県タクシー運行継続緊急対策事業支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けるタクシー事業者に対して、事業の継続に繋げるための支援を実施する。	タクシー1台あたり50千円とし、長崎県内で事業を実施するために運行する台数を乗じた額	令和4年1月1日時点で事業に使用する台数を基準とする10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度とする。	一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を除く。）
27	長崎県離島航空路線運航費緊急対策事業支援金	県内の離島航空路線の安定的運航のため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内航空路線の運航費に対して支援を実施する。	国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第62条により定められた額とし、支援金の額は、予算の定めるところにおいて、国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第63条及び第67条第1項により認定された離島航空路補助の内定額以内の額	対象経費の10分の10以内。ただし、予算の範囲内において定める額を限度とする。	本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。）

長崎県告示第290号

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表（第2条関係） 交通政策課関係					別表（第2条関係） 交通政策課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～27 略					1～27 略				
28 長崎県バス運行対策費緊急支援金	地域住民の生活に必要な生活バス路線の運行を確保するため、乗合バス事業者に対して、支援する。	補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額又は補助対象経常費用の見込額の20分の9に相当する額のいずれか低い方の金額に運行回数に応じた割合を乗じ、その金額から令和3年度の地域間幹線系統確保維持費補助費国庫補助金及び長崎県バス運行対策費補助金を差し引いた額とする。	支援対象経費の額の2分の1以内とする。	乗合バス事業者					

長崎県告示第291号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和3年度予算に係る補助金等から適用する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表（第2条関係） 医療政策課関係					別表（第2条関係） 医療政策課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略					1及び2 略				
3	長崎県救急医療対策事業補助金	救急医療施設の整備等を促進することにより、救急医療体制の充実を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 略 (2) 設備整備事業 ア～エ 略 オ 救命救急センターのドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入に要する経費 カ 略 (3) 略	略	3	長崎県救急医療対策事業補助金	救急医療施設の整備等を促進することにより、救急医療体制の充実を図る。 (1) 略 (2) 設備整備事業 ア～エ 略  オ 略 (3) 略	略	略
4～40 略					4～40 略				
41～44 略					41 長崎県病床機能再編支援補助金				
					地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う自主的な病床削減や病院統合への支援により地域医療構想の実現を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 病床削減 (2) 医療機関の統合 (3) 病院の債務整理に必要な借入資金に対する利子相当額	予算の範囲内で知事が定める額	病院等の開設者又は開設者であった者	
42～45 略					42～45 略				
長寿社会課関係					長寿社会課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～15 略					1～15 略				
16～20 略					16 長崎県外国人介護人材受入支援事業補助金				
					外国人介護人材に対し、日本語及び介護の技能向上のための集合研修等を実施することにより、外国人介護人材の確保及び定着を図る。	補助対象者が実施する外国人介護人材に対する日本語及び介護の技能向上のための集合研修等の実施に必要な経費	10分の10以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。	社会福祉法人その他の民間団体	
17～21 略					17～21 略				
障害福祉課関係					障害福祉課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～41 略					1～41 略				

42	長崎県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）	新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止に伴って生じる課題に迅速かつ適切に対応を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略  (2) 略	10分の10以内 (1)の場合 は1事業所 当たり250 万円を限度 とする。  (2)の 場合は1事 業所あたり 50万円を限 度とする。	社会福祉法 人等
43～48 略					
49	長崎県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金	障害福祉サービス施設、事業所等における感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品及び感染防止対策に係る備品の購入に必要な経費を支援する。	令和3年10月1日から同年12月31日までの衛生用品の購入及び感染防止対策に係る備品の購入に要する費用	別途定める基準額の範囲内	社会福祉法人等
50	長崎県生産活動拡大支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動が停滞している就労継続支援事業所に対し、新たな生産活動への転換、販路開拓等に必要となる経費を補助することにより、生産活動の拡大を図る。	次に掲げる経費 (1) 新たな生産活動への転換等に要する経費 (2) 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する経費 (3) 経営コンサルタント派遣等経営改善に要する経費 (4) 生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	社会福祉法人等

福祉保健課、医療政策課、医療人材対策室、業務行政室、長寿社会課、障害福祉課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画に基づく事業に助成を行い、本県の実情に応じた対策を推進する。	医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に規定する事業を実施するために、予算の範囲内で知事が必要と認める経費 (1) 略 (2) 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業 (3)～(7) 略	略	

42	長崎県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）	新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止に伴って生じる課題に迅速かつ適切に対応を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業 (2) 略 (3) 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業 (4) 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業 (5) 障害福祉サービス等事業所との連携支援事業 (6) 略	10分の10以内 (2)の場合 は1事業所 当たり250 万円を限度 とする。(4) 及び(5)の場 合は別途定 める基準額 の範囲内と する。(6)の 場合は1事 業所あたり 50万円を限 度とする。	(1)、(2)、(4)、 (5)及び(6) 社会福祉法 人等 (3) 市町
43～48 略					

福祉保健課、医療政策課、医療人材対策室、業務行政室、長寿社会課、障害福祉課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画に基づく事業に助成を行い、本県の実情に応じた対策を推進する。	医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に規定する事業を実施するために、予算の範囲内で知事が必要と認める経費 (1) 略  (2)～(6) 略	略	



## 長崎県告示第292号

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）第29条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
元船広場、ドラゴンプロムナード、プラタナス広場及び長崎港元船ターミナルビル	長崎市桶屋町25番地 PORT NAGASAKI クリエイティブ パートナーズ 代表者 株式会社トラスティ建物管理 代表取締役 中本 幸人	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一  
直通(八九五)二二四

印刷所  
印刷人  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
岩永泰明  
岩永印刷所